

平成 25 年

第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 25 年 11 月 27 日開会

柳泉園組合議会

平成25年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	4
・行政報告	4
・議案第13号（上程、説明、質疑、討論、採決）	15
・議案第14号（上程、説明、質疑、討論、採決）	16
・議案第15号（上程、説明、質疑、討論、採決）	18
・報告第1号（上程、説明、質疑）	43
・報告第2号（上程、説明、質疑）	44
○閉 会	45

平成25年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成25年11月27日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 議案第13号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に
ついて
 - 6 議案第14号 平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)
 - 7 議案第15号 平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
 - 8 報告第1号 専決処分の報告について
 - 9 報告第2号 専決処分の報告について
-

1 出席議員

1番 野島武夫	2番 近藤誠二
3番 村山順次郎	4番 大友かく子
5番 坂井かずひこ	6番 小林たつや
7番 斉藤あき子	8番 小西みか
9番 渋谷けいし	

2 関係者の出席

管理者	馬場一彦
副管理者	渋谷金太郎
副管理者	丸山浩一
助役	森田浩
会計管理者	荒島久人

監査委員	安藤 純一
清瀬市都市整備部長	黒田 和雄
東久留米市環境部長	小林 尚生
西東京市みどり環境部長	湊 宏志

3 事務局・書記の出席

総務課長	新井 謙二
施設管理課長	中村 清
技術課長	佐藤 元昭
技術課主幹	鳥居 茂昭
資源推進課長	千葉 善一
施設管理課長補佐	足立 淳史
書記	宮寺 克己
書記	横山 雄一
書記	小林 光一
書記	押切 悦子

午前9時55分 開会

○議長（野島武夫） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成25年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。地方自治法第121条の規定により、管理者を初め、関係者の出席を求めています。

○議長（野島武夫） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、11月20日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） それでは、報告をさせていただきます。

去る11月20日（金曜日）、代表者会議が開催され、平成25年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成25年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月27日、本日1

日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第13号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、「日程第6、議案第14号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」及び「日程第7、議案第15号、平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第8、報告第1号、専決処分の報告について」、「日程第9、報告第2号、専決処分の報告について」、それぞれ報告を求め、質疑をお受けいたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。

なお、代表者会議におきまして、柳泉園組合議会におけるパソコン等の取り扱いに関して議論をいたしました。各市に持ち帰り、各議員の御意見を伺った上で引き続き検討することとなりました。また、資料要求の手続に関しても議論をいたしました。同様に各議員の御意見を伺って検討することとなりましたので、あわせて御報告をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（野島武夫） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いた

します。

第2番、近藤誠二議員、第5番、坂井かずひこ議員、以上お二人の方をお願いします。

○議長（野島武夫） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（馬場一彦） ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、平成25年柳泉園組合議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも第4回定例会開催中、また、定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げます。また、本日御提案申し上げます議案は3件、御報告申し上げます事項は2件でございます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、第4回定例会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ありがとうございます。

○議長（野島武夫） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成25年8月から平成25年10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、8月13日に関係市で構成する事務連絡協議会、また、19日に管理者会議を開催し、平成25年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議をいたしました。

続きまして、2の見学者についてでございますが、今期は22件で、1,405人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が17件で、1,333人ございました。

次に、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、2ページでございます。

4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において平成24年度の一般会計決算についての審査が10月16日から25日にかけて延べ3日間行われました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は4件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、表4-1に記載のとおり1万8,392トンで、これは昨年同期と比較しまして613トン、3.4%の増加となっております。

内訳としましては、可燃ごみにつきましては、4ページの表4-2のとおりで1万6,584トンで、昨年同期と比較しまして663トン、4.2%の増加となっております。不燃ごみにつきましては、表4-3のとおり1,725トンで、昨年同期と比較いたしますと42トン、2.4%の減少となっております。また、粗大ごみにつきましては、5ページの表4-4のとおりで83トンで、昨年同期と比較しますと8トン、8.9%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページでございます。表5-3でございますが、動物死体の搬入状況をあらわしたものでございます。

続きまして、8ページでございます。表6は缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,071トンで、去年同期と比較しますと39トン、1.9%の増加となっております。

次に、9ページの2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、8月に1及び3号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。また、9月には周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。さらに1・2号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。

10月には、1号炉、共通設備及び汚水処理設備等の定期点検整備補修を実施しております。また、2、3号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。

なお、放射性関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質測定濃度を毎月1回実施し、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回実施しております。これらの結果につきましては、12ページの表11-1から13ページの表11-3に記載してございます。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却している可燃物等の焼却量は1万7,961トンで、去年同期から女川町の災害廃棄物を除いて比較いたしますと603トン、3.5%の増加となっております。

表8から11ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページの(2)不燃、粗大ごみ処理施設でございます。9月にバグフィルターの清掃、10月に定期点検整備補修を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,808トンで、去年同期と比較しまして50トン、2.7%の減少となっております。

続きまして、14ページの(3)リサイクルセンターでございますが、10月に定期点検整備補修を実施しております。その後、施設は順調に稼働しております。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は2,071トンで、去年同期と比較しますと39トン、1.9%の増加となっております。

続きまして、15ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出してしております。今期は1,984トンで、去年同期から女川町分を除いて比較しますと110トン、5.8%の増加

となっております。搬出状況は表14に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋立処分をせずに、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表15に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページのし尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は280キロリットルで、昨年同期と比較いたしますと1キロリットル、0.4%の減少となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、17ページの2、施設の稼働状況でございますが、今期は8月に脱臭塔活性炭の交換及び定期点検整備補修を実施いたしました。その後、施設は順調に稼働してございます。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、19ページでございます。施設管理関係の1、厚生施設についてでございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は7.8%の減、テニスコートは0.9%の増加、室内プールは12.2%、浴場施設は1.3%、それぞれ利用者が減少しております。詳細につきましては、表18-1及び表18-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、20ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び21ページの表21に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 組合における防災対策についてお伺いしたいと思います。

東久留米市では、この10月に東日本大震災の経験なども受けて、新しい被害想定に基づいて地域防災計画の素案が公表されております。その素案では、被害想定として、冬の

夕方に多摩直下型地震により東久留米市に震度6強ないし震度6弱の地震が発生するということを想定しております。建物被害、人的被害などの予想とともに、避難者の数も新しく想定をして、被害の軽減のための予防対策、発生に対する応急対策、復興・復旧のための対策など、目標と計画を持って取り組みが具体化しているところでもあります。構成3市の中でもそのような対応が図られているものと思います。

その素案では、東久留米市内にある公共施設である柳泉園組合の関連施設についても記述が幾つかございます。まず、一時避難場所として、下里四丁目、五丁目、六丁目、この周辺ですね。組合の施設のおおむね北側の地域の避難場所として指定されているというのが1つ。次に、自衛隊などの派遣部隊の活動拠点あるいは臨時ヘリポートとして柳泉園グラウンドが東久留米市滝山のグラウンドと並んで予定されております。もう一つは、応急仮設住宅建設予定地として、滝山のグラウンドや協力農地などともに柳泉園グラウンドが指定されているというところかと思えます。

同時に、東日本大震災などでも教訓になりましたのは、廃棄物の処理ということであります。さきに紹介しました被害想定によるごみ、瓦れき、し尿というのは、具体的な試算は私は知りませんが、かなりの量になるのではないかなと思います。

素案では、まず、ごみ処理に関しては、焼却に当たって柳泉園組合の全面的な協力を仰ぐものとするということと、柳泉園組合の焼却炉が損傷等により使用不能な場合は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書に基づき処理を依頼するという記述がございます。

この上で2点お伺いしたいんですけれども、柳泉園組合として、どのような防災計画が、現在あるのかどうかということも含めてですが、知る限り、ないと思いますので、どのようにつくっていかれるのか。構成3市で地域防災計画の見直しがされている中で、3市とも協議をしながら、組合としての防災計画を作成し、それに基づいて組織の体制ですとか予防の取り組み、応急的な対応など、一つ一つ検討していくべきと思いますが、その考え方についてお聞きします。

2点目ですが、組合にあります厚生施設、プール、お風呂、お風呂には畳の大きな部屋などもあり、私は避難所としても適当な施設ではないかなと感じておりますが、先ほど紹介したように、避難所としては指定されていないという現状であります。東久留米市でも避難所は大きく不足するか、相当過密な状態になることも考えられます。一部事務組合としての性格もある施設だとは思いますが、近隣には包括支援センターなども持つ介護施設もありますから、一足飛びかもしれませんが、二次避難所としても十分検討の余地がある

のではないかなと思いますので、厚生施設などを避難所として活用することについて、どのようなお考えがあるか、お聞きします。

あわせて、質問に当たって資料をお願いしたいと思います。先ほど引用しました東久留米市の地域防災計画の素案にあります多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書、この中身、内容がわかる資料をお願いしたいと思います。この点は議長にお取り計らいをお願いいたします。

○議長（野島武夫） 今、村山議員より資料要求が出ております。用意はできておりますか。

○助役（森田浩） ただいま資料要求いただきました多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱につきましては、ございますので、用意させていただきます。

○議長（野島武夫） 資料の用意がありますので、御配付したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） では、お願いいたします。

〔資料配付〕

○施設管理課長（中村清） ただいまの議員の御質問2点に対して御答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の防災計画はあるのかどうかということに対してでございますけども、組合の施設は、防火管理者のほかに防災管理者の選任が必要な建物でございます、防災管理を含む消防計画をつくってございます。これは年に2回開いております防火管理委員会にかけまして承認をいただいております、平成24年1月に地元の消防署に計画書を提出しているところでございます。その中身でございますけども、全部で100条の条文から成っております、まず、予防管理対策、そのほかに自衛消防活動、また、火災以外の地震、その他の震災対策、それと、防災教育及び訓練から成っているものでございます。

それから、2点目の厚生施設を避難所としてはどうかという点でございますけど、まず、組合の被災者に対するの受け入れ体制を御説明申し上げたいと思っております。受け入れ体制といたしましては、組合の消防計画にうたってあるところでございますけども、組合施設に避難してこられた罹災者に対しましては、組合グラウンドは東久留米市が指定いたしました一時避難場所となっているものですから、そこに安全に受け入れます。平日の定時時間帯に災害が発生いたしました場合には、我々第1地区自衛消防隊が、それから、休

日・夜間に発生いたしましたときには、夜勤のクリーンポートの運転員がその任務に当たることとなっているものでございます。その後は市の誘導員とともに広域避難場所、これは小平霊園が指定されているものでございますから、そこに案内する手はずとなっているものでございます。

それから、議員が言われる厚生施設の有効活用の点でございますけども、広域避難場所というのは、役目といたしましては、衣料品とか食料品、あるいはテント等の十分な備えがなされているものと思っておりますので、まず基本は広域避難場所に誘導するほうが安心・安全かと思っておりますのでございます。

災害時に厚生施設の建屋利用をどのように考えるかという点に関しましては、そのときの被害状況にもよると考えているところでございますけども、今後、防災対策施設として市側から厚生施設の活用の申し出がありました場合に、厚生施設の位置づけ、あり方というものを協議いたしたいと思っております。組合では現在は検討しているところでございます。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

今、最後のところで、市などから申し出があれば協議をしていきたいということだったかなと思いますので、その際はぜひ積極的に御検討いただければなと思います。

大きな地震があった際のクリーンポートの技術的な面で幾つかお聞きしたいんですけど、市の防災計画では、多摩直下型地震で震度6強、マグニチュード7.3という地震が想定されているわけですが、そういう地震が起こった場合、クリーンポートはどうなるのかというのが1つなんです。耐震的にどうかということもありますし、仮に焼却を行っていた場合、焼却を停止して安全を確認して再稼動するみたいな形になるのかなというイメージを持ちますが、そういうことでいいのか。

また、ライフラインがとまるということが考えられますけど、まず電力、水道等が外部から供給が絶たれた場合、クリーンポートがどのような状態になると思われるのか、その点をお聞きしたいと思います。

厚生施設の防災上の活用についてですけれども、先ほど申し上げましたように、グラウンドをヘリポートとしても使う計画があり、仮に柳泉園が機能停止した場合、ヤードとして使うことも検討されていて、その先には仮設住宅の予定地として、そういうことも一応計画上はうたわれているということです。そういう意味でいいますと、どのような協力関係を東久留米市などにつくっていくのかというのは、大きな課題だと思うんですけども、

先ほど協議、申し出があればということでありましたが、防災に関して構成3市、柳泉園がある東久留米市と定期的な協議がされているのか、また、されているのだとすれば、どういう項目で今、検討が進められているのかということをお聞きします。2点目です。

3点目なんですけど、過去の阪神・淡路大震災の際も東日本大震災の際も、し尿処理というのが一つ大きな課題だったかと思います。市の防災計画では、自助ということで、その1項目として、簡易トイレを備えましょうということをして市民に呼びかけております。簡易トイレをメーカーのホームページで見ますと、可燃ごみとして捨ててくださいと書いてあるんですが、簡易トイレとして出されたし尿が薬剤で一定の管理はされているとはいえ、柳泉園に一定の量が持ち込まれるということも考えられると思うんですが、そういうことは対応できるのかどうか。その3点でお聞きします。

○技術課長（佐藤元昭） クリーンポットの地震の耐久性ということで御質問がありましたけども、クリーンポットは外壁は別としまして、施設としては震度7までは耐え得るということになっております。そのときに炉がどうかということなんですけども、基本的に3.11の地震のときも、柳泉園の焼却炉はとまらずに発電していましたので、発電さえ行っていれば、電気が来なくなっても柳泉園管内の電気はクリーンポットで賄えることになっております。ただし、そのほか補機類がとまってしまうこともありますので、そうなった場合は、一度埋火して復旧ということになると思うんですけども、それに対して、例えばガスがとまってしまうと、バーナーがつけられなくなります。また、水道水や井水がとまってしまうと炉に対しての問題があるんですけども、基本的に震度7ぐらいまでであれば、クリーンポットは施設にダメージがなく運転し発電できるものと思っております。

○技術課主幹（鳥居茂昭） 先ほどの答弁に対しまして、少し補足説明させていただきます。

東久留米の防災計画ですと、震度6ということがございます。震度6ぐらいの地震におきましては、建物については安全に立っているというふうを考えております。ただ、私どもの焼却炉は公害対策のためにアンモニア水を使っております。アンモニアを蒸気で温めまして、気化器というところで焼却炉の煙道に吹き込んでいるんですけれども、このアンモニア気化器につきましては、震度6程度ですととまることがございます。これはアンモニアが流出しますと事故につながりますので、アンモニア流出を防ぐために機械がとまる可能性がございます。アンモニア気化器がとまると、焼却炉全体を安全に停止させなければならなくなりますので、その場合にはクリーンポット内で電気が発電できていたと

しても、その電気を使いながら最終的には焼却炉を停止することになります。

これは万が一最悪の状態という想定となりますけれども、非常に大きな地震が来て、焼却炉全体は損傷していないんですけれども、停止するような状況になった場合には、ガスタービンにおける非常用発電機を作動させます。この非常用発電機につきましては、焼却炉を安全に停止させるためだけのガスタービンでございますので、その運用については数時間の時間単位で電気を起こして、必要最低限、ボイラーには水が必要でございますので、水の確保を行いながら停止させるところまで持っていくためのガスタービンを持っております。ですが、このガスタービンにつきましては、例えば粗大ごみ処理施設ですとか、し尿処理施設、または私どもの事務所棟に電気を送ることはできませんので、あくまでも非常用発電機につきましては、焼却炉を安定的に停止させるために数時間、2時間程度だと考えておりますけれども、停止させるためのガスタービンを私どもは持っております。

先ほど技術課長から、東京ガスのガスがとまった場合に、東京ガスのライフラインが復旧するまでは焼却炉の助燃バーナーが使えなくなりますので、それを待って焼却炉の点検を行って、可能であればガスバーナーをつけて焼却を開始する。また、そのときに公共上水である水が来ていませんとボイラーに水が行きませんので、このライフラインの復旧が必然的に必要になってまいります。

また、井戸水につきましては、柳泉園内に深井戸が掘ってありますので、その井戸を活用することができますけれども、これは電力が確保されているということが必須条件になってまいりますので、電気、ガス、水道一つでも公共的なラインがとまっていた場合には、その復旧を待って、焼却炉の立ち上げになっていきます。

○技術課長（佐藤元昭） たびたびすみません。非常用発電機の件でいきますと、数時間という御答弁をさせていただきましたけれども、灯油で非常用発電機を動かします。灯油のタンクが1,800リットルタンクですので、2時間程度使えるということでございます。

続きまして、固めた汚物の処理なんですけれども、これは焼却しても差し支えないと思っております。

○施設管理課長（中村清） 防災計画につきまして、市側と事前に協議があったのかどうかということに対してでございますけれども、市側からかなり分厚い防災計画をいただいたのはたしか平成21年の3月だと思いますけど、そのときには協議とかはなされておられません。すみません、過去のことまでは調べ尽くしておりませんので、現在はわからないところでございます。

○管理者（馬場一彦） 今、るる、各担当から御答弁させていただいたことでありますけれども、基本として柳泉園組合は、地域としては東久留米市内にございますけれども、あくまでも3市共通の財産であり、3市で等しく柳泉園組合の運営をしていただいていると同時に、その活用についても、3市で等しく行っていくというのが原則であると思っております。

確かに距離的、地域的な優位性という形の中で東久留米ということはあるかもしれませんが、柳泉園組合の避難所、または震災発災時にいろんな活用をするということについては、あくまでも3市での共有の考え方として行っていくべきものであると私は思っております。ですので、発災の瞬間に一時避難場所または運用の中で、距離的な問題、関係から東久留米または東村山の方がいろいろと活用されるということはあるかと思いますが、いわゆる安定期の被災者支援等々については、あくまでも3市の市民に対する支援が基本となるという考え方のもとに、柳泉園の取り扱いというものを考えていただければと思っております。

○助役（森田浩） 今、管理者から基本的な考え方を申し上げさせていただいておりますが、現状の具体的な計画におきましては、3市との役割分担というのは柳泉園も与えられていると思っておりますが、具体的には東久留米市の防災計画の中で、先ほど議員がおっしゃったような一時避難場所等の指定はされているということで、その役割を柳泉園がどのように担うとか、詳細については協議したことはございません。ただ、東久留米市のほうで防災計画を策定するときに、このような役割を柳泉園に担ってもらいます、柳泉園に対して、例えば一時避難場所に指定させていただきますとか、そういう大まかなお話はいただきますが、それに対して、柳泉園にどのような役割を担っていただきたいとか、そういう詳細についての協議は一切いたしてございません。今後、何らかの形で協議の要請がございましたら、それは対応させていただきますが、現状はそうっております。

ただ、西東京市と清瀬市につきましては、防災計画の中で柳泉園がどのような役割を担うかということは、まだ承知してございません。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

まず、大きな地震が発生した際のクリーンポートとしてのあり方というか、動き方というか、そういうことは一定わかりました。本体の施設としては耐震性を備えているものの、電気も含めてライフラインがとまると、焼却処理の継続はなかなか難しいという性格を持った施設なのかなということで理解をしました。

要望としては、逆に言えば、大きな地震があってもライフラインが耐えられるようにしていくと同時に、仮にライフラインがとまってしまったとしても、それを復旧していくような体制というんですかね、そういうものも検討していただきたいと思います。

し尿の処理については、簡易トイレで持ち込まれたとしても、仮に焼却施設が動いていればということですが、可能だということでした。その点は了解いたしました。

最後のところですが、3市の防災計画がこの半年ぐらいの間に素案から成案になって見直しされると思います。それを受けて柳泉園としてどういうことができ、どうできないのかということは整理をして、柳泉園組合自体の防災に対する対応ということは、ひとつ見直しを図られていくべきだと思いますし、一方で、先ほど申しましたように、避難所という話は私の提案ではありますけれども、それ以外の役割として、グラウンドの活用が幾つかの面でうたわれておりますし、防災計画の中でも、市内における公共団体等と防災に関する組織及び住民の協働の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、これらの団体、この場合でいえば柳泉園組合ですが、柳泉園組合の協力業務及び協力方法、協力体制の確立に努めるということがうたわれてはおります。ですので、市議会議員として市にお願いすることもございますが、同時に、柳泉園組合もそういう協議の申し入れがあれば、できること、できないことを整理していくという意味も含めて、対応を図っていただきたいと思います。

1点だけ質問しますが、現状の柳泉園組合における防災の体制、冒頭、御答弁ありましたが、概要がわかる資料を次回の定例会でも結構ですので、御用意いただけないものかと思いますが、その点だけお願いいたします。

○施設管理課長（中村清） 組合の消防計画の中で防災に関したところをピックアップしてということよろしいでしょうか。

○3番（村山順次郎） はい。

○施設管理課長（中村清） わかりました。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○6番（小林たつや） 質問ではなくて確認なんですけど、先ほどの助役が御報告されていたときに、3ページのごみ処理施設関係で1番の粗大ごみのところで8トン、8.9%と言われたように、私の聞き間違いかもしれませんが、8.8%と資料には書いてあるんですけど、そのところはもしあれだったら、後ほど議事録の確認を議長からお願いしたいと思います。

○議長（野島武夫） 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開いたします。

○助役（森田浩） 大変申しわけございません。行政報告の本文の8.8%が正規な数値でございまして、8.9%は誤りでございます。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） では、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（野島武夫） 次に、「日程第5、議案第13号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第13号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合議会議員が加入しております東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に多摩六都科学館組合を加入させること、「阿伎留病院組合」が「阿伎留病院企業団」と名称変更したこと及び用語の整備として、「組織団体」を「構成団体」に改めることに伴い、同補償等組合の規約を改正するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があり、本規約の一部改正を御提案するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。以上をもって、議案第13号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議

員公務災害補償等組合理約の変更についての質疑を終結いたします。

これより議案第13号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第13号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第13号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第6、議案第14号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第14号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、歳入、歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額30億8,406万3,000円に対し、歳入、歳出それぞれ9,481万5,000円を追加し、予算の総額を31億7,887万8,000円とさせていただくため、御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） それでは、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、平成24年度決算審査が終了し、繰越金が確定したことによりまして調整させていただく内容でございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の2ページ、3ページをごらん願います。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正でございます。

歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをごらん願います。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は、9,481万5,000円の増額でございます。増の主な理由といたしましては、歳入ではごみ処理手数料や電力売払収入の増、歳出では契約差金等の不用額によるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節25積立金は、説明欄に記載の施設整備基金積立金5,000万円の増額でございます。この基金への積み立てに関しましては、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分に準じまして、当該剰余金のうち5,000万円を積み立てるものでございます。このことによりまして、施設整備基金の年度末残高は5億3,279万円となる見込みでございます。

次に、款5予備費の4,481万5,000円の増額につきましては、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑をお受けいたします。

○4番（大友かく子） 素朴な疑問なんですけど、決算に伴う繰越金の確定で、繰越額の一部を施設整備基金に積み立てるという提案だと思うんですけど、これから施設の更新に備えて、基金の積み立てというのは重要になってくると思うんですけど、決算で繰越金が確定したときに、どれぐらいの額を基金に積み立てて、残りを予備費に振り分ける割合というんですか、何か考え方みたいなものがあるんですか。そこら辺を確認させていただきたいんですけど。

○総務課長（新井謙二） ただいまの御質問でございますが、先ほども御説明したとおりでございます。地方財政法7条の規定によりまして、2分の1ということが規定されておりますので、それに準じまして、今回5,000万円ということでお願いするものでございます。

○4番（大友かく子） ありがとうございます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって議案第14号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の質疑を終結いたします。

これより議案第14号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第14号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第14号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第7、議案第15号、平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第15号、平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年10月16日から25日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の小林監査委員により、平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

平成24年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらん願います。

歳入予算現額32億8,929万4,000円、歳入決算額33億3,380万5,063円、歳出予算現額32億8,929万4,000円、歳出決算額29億4,298万9,596円、歳入歳出差引残額3億9,081万5,467円となり、同額が翌年度への繰越金となります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。歳入についてでございます。

主な歳入について御説明させていただきます。

まず、款1分担金及び負担金の収入済額は19億4,813万円で、歳入決算額に占める割合は58.5%でございます。関係市の負担金につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、収入済額6,278万6,050円で、節1野球場使用料から節6テニスコート使用料までの各施設の使用料は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額4億7,981万9,060円で、歳入決算額に占める割合は14.4%でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらん願います。

款4繰越金の収入済額は4億6,760万5,310円は、平成23年度からの繰越金でございます。歳入決算額に占める割合は14%でございます。

次に、款5諸収入、項2雑入の収入済額2億8,970万718円で、主な雑入の収入済額は、節1資源回収物売払の1億5,544万8,085円で、その内容でございますが、備考欄に記載のとおり、アルミ缶やスチール缶、ペットボトル、古紙・布類及び生びんの売り払いでございます。

また、節2回収鉄等売払の収入済額は1,389万1,890円で、その内容は、粗大ごみ処理施設の磁選機及び手選別などにより回収された鉄や施設の補修により発生した有価物である鉄類等の廃材の売り払いでございます。

次に、節3電力売払の収入済額は1億508万7,192円で、その内容は、クリーンポートで発電した電力の余剰分の売り払いでございます。

また、節7その他雑入の収入済額は1,166万2,828円で、その内容は備考欄に記載

のとおりで、主なものといたしましてはペットボトル有償入札拠出金等の1,023万8,661円で、これは指定法人ルートで処理をしたペットボトルに対する公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金でございます。

なお、節1資源回収物売払には、平成20年度の2カ月分のアルミ缶プレス売払代金の未納額956万6,458円につきましては収入未済額となっております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

目2弁償金の収入済額74万8,650円は、東京電力賠償金で、これは東電の福島原発の事故により放射能が飛散され、放射性物質汚染対処特措法の施行前、平成23年度に行いました焼却灰、飛灰、排ガス中の放射性物質濃度等の測定費や空間線量計測定器の購入代金を東京電力に請求したものでございます。

次に、項3受託事業収入の収入済額は3,111万9,000円で、宮城県女川町の災害廃棄物1,245トンを受け入れたことによる受託料でございます。

次に、款6国庫支出金の収入済額は149万9,400円で、これは廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、放射性物質汚染対処特措法に基づき、焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

次に、款7繰入金の収入済額5,141万6,000円は、職員退職給与基金を取り崩し、普通退職者2名分の退職手当に充当したものでございます。

歳入関係につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてでございます。12、13ページをごらんください。

主な歳出について御説明させていただきます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費の支出済額は1億8,292万8,974円で、主な不用額は、節3職員手当等で、時間外勤務等の時間数が当初予定より下回ったことによるものでございます。

なお、節3職員手当等の備考欄記載の共済費からの流用は、児童手当に不足が生じたことによるものでございます。

続きまして、16、17ページをごらんください。

目3施設管理費の支出済額は4,146万1,264円で、主な不用額は節11需用費の消耗品費及び光熱水費の上下水道代の減、また、節13委託料の契約差金でございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。

目4厚生施設管理費の支出済額は1億1,858万8,820円で、主な不用額は節11需

用費の光熱水費で、上下水道代の使用料が当初予定量を下回ったことによる上下水道代の減、また、節13委託料の厚生施設管理業務委託などの契約差金でございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費の支出済額は2億6,555万2,812円で、主な不用額は、年度途中で職員2名が普通退職したことによるものでございます。

なお、節3職員手当等の備考欄記載の共済費からの流用につきましては、通勤手当に不足が生じたことによるものでございます。

次に、目2ごみ管理費の支出済額は8億1,528万3,192円で、こちらは歳出決算額に占める割合は27.7%でございます。この主な不用額でございますが、節11需用費では、備考欄記載の消耗品費のうち、薬品代の契約差金、修繕料（定期点検）の契約差金でございます。また、23ページの備考欄をごらんください。節13委託料の不用額は各業務委託の契約差金でございます。

なお、21ページの節9旅費の備考欄記載の委託料からの流用でございますが、蒸気タービンの安全管理審査にかかわる工場検査を実施したことにより、特別旅費へ、また、需用費からの流用は、宮城県女川町の現地での災害廃棄物報告会の参加のために普通旅費へそれぞれ不足が生じたことによるものでございます。

また、23ページの節12役務費、備考欄記載の委託料からの流用でございますが、クリーンポート内で使用している無線機の電波使用料の額が改定したことにより、不足が生じたことによるものでございます。

続きまして目3不燃ごみ等管理費の支出済額は1億8,139万3,114円で、主な不用額でございますが、節11需用費で、内訳は備考欄記載の消耗品費のうち、機械部品代の減、24ページ、25ページをごらんください。修繕料（一般）の契約差金、また、節13委託料の契約差金等で、特に不燃物再利用委託は固形燃料化の実績量が当初計画を下回ったことによるものでございます。

次に、目4資源管理費の支出済額は1億2,888万9,758円で、主な不用額は節11需用費で、備考欄記載の修繕料（一般）の契約差金によるものでございます。

なお、節11需用費、備考欄記載、予備費からの充用でございますが、リサイクルセンターの古紙圧縮梱包機の押箱本体の交換補修をする必要が生じたために、修繕料（一般）へ充用し、交換補修費に充当したものでございます。

次に、目5し尿管理費の支出済額は4,122万2,499円で、主な不用額は節11需用費

で、その内訳でございます。27ページをごらんください。備考欄上段記載の光熱水費のうち下水道代で、し尿の搬入量減に伴い、下水道使用量が減になったことでございます。

次に、款4公債費の元金・利子合計の支出済額は10億3,316万5,121円で、歳出決算額に占める割合は、35.1%でございます。

なお、平成24年度末現在の未償還元金につきましては23億2,648万192円となります。

次に、款5予備費は、予算現額2億5,933万7,000円と同額が不用額となり、全額平成25年度へ繰り越しております。なお、この予備費には、当初より関係市の負担金から差し引きする私車処分費といたしまして1億6,702万2,000円が含まれております。

歳出関係につきましては以上でございます。

続きまして、28ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。内容につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、29ページをごらん願います。財産に関する調書でございます。

30ページから33ページにかけて、公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございませんでした。

次に、34ページから43ページにかけまして、公有財産の工作物で、こちらも年度内の増減はございませんでした。

次に、44ページをごらん願います。公有財産の1点30万円以上の物品でございます。こちらにおきましても、年度内の増減はございませんでした。

次に、45ページをごらんください。基金でございます。

各基金の前年度末現在高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、47ページをごらんください。歳入歳出決算参考資料でございます。

参考資料は、48ページから55ページにかけてまとめたものでございます。御参照いただければと思います。

なお、平成24年度における主要な施策の成果につきましては、「平成24年度事務報告書」として別にまとめてございます。あわせて御参照いただければと思います。

決算に関する補足説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○助役（森田浩） 説明をした後で大変申しわけございませんが、記入漏れがございませ

て、記入していただきたいと思います。

決算書の3ページになんですが、提出日が平成25年ということで、月日が入ってございません。大変申しわけございませんが、11月27日ということで記入方よろしく願います。

それと、事務報告につきましても、1ページ、最初のページですが、11月が入っておりますが、27日、本日の日にちが入っていません。

2カ所、大変申しわけございませんが、二度とこのようなことがないように気をつけてやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。本日、安藤代表監査委員が出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） 監査委員の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査につきまして御報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の小林監査委員と私は、例月出納検査を都合5回、それから、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、調書、帳簿とも完全に整備されており、平成24年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成25年11月27日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく小林たつやでございます。

なお、監査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（野島武夫） ありがとうございます。

なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略させていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。

○5番（坂井かずひこ） 御説明ありがとうございます。

それでは、質問を2点ほどさせていただきます。

まず、歳入なんですけれども、9ページになります。諸収入、雑入のところ備考欄、

平成20年度アルミ缶プレス売払未納による収入未済額956万6,458円とございますが、なぜ平成20年度の収入未済額が載っているのかをまず教えていただきたいと思ます。

それから、同じく9ページになりますけれども、その4行下ですね。電力売払、1億508万7,192円とございます。多分、売り払いは伸びているかと思うんですけれども、今後の見込みなんかは、もし調べられているようであれば教えていただきたいと思ます。

以上、2点になります。

○資源推進課長（千葉善一） それでは、平成20年度のアルミ缶プレス売払未済額の説明でございます。この件につきまして、簡単ではございますけれども、経過も含めまして説明させていただきます。

アルミ缶プレス売払の関係なんですが、缶及びペットボトルなどの資源物の回収物につきましては、経済状況によって非常に大きな影響を受けますので、3カ月ごとに入札を行うことで適正な価格によって契約を締結しております。

また、今回のアルミ缶プレスの関係なんですが、有限会社エル企画という会社が絡んでいるわけでございますけれども、平成21年1月から3月までの3カ月間のアルミ缶プレスの売り払につきまして、当時、有限会社エル企画と1キログラム当たり87円、トン換算で8万7,000円で契約を締結しておりましたが、支払いができない状況の中で、平成21年2月26日に契約解除の承諾を行ってございます。

また、未納分でございますが、1月、2月分といたしまして、数量といたしまして109.964トン、約110トンの売払金額といたしまして、956万6,868円の支払いにつきまして、顧問弁護士でございます中村法律相談事務所との相談の結果で、出納閉鎖期間を考慮いたしまして、平成21年5月29日付でエル企画に対しまして内容証明郵便での催告書による請求書を送付してございます。

さらに、9月24日でございますが、訴状を裁判所に提出してございます。11月16日、東京地裁立川支部にて口頭弁論、そして26日の判決、勝訴いたしましたけれども、入金がない状況となっております。

そして、平成22年度に入りまして、顧問弁護士と相談の結果、平成22年5月に差し押さえ等強制執行の準備といたしまして、財産関係の状況確認を行っております。エル企画の事務所及び工場の土地・建物につきましては賃貸物件であること、また、フォークリフト、ダンプなどの車両関係につきましても全てリース物件ということが判明してござい

ます。

そして、平成22年7月30日付で、所沢駅周辺の都市銀行4店舗を対象といたしまして、銀行債権の差し押さえを行ってございます。4店舗のうち1店舗から普通預金で410円の差し押さえを行ってございます。

その後、エル企画社長の変更等が判明いたしました。エル企画社長につきましては、平成5年5月の段階で、栃木県において廃棄物処理違反で逮捕、そして、6月には有印公文書偽造同行使の疑いで再逮捕されております。10月には宇都宮地裁での有罪判決、12月に東京都の産業廃棄物収集運搬業及び処理業の許可取り消しといった経過になっております。

そういう中で、平成23年1月27日、年が明けてなんですが、そのときの話し合いでは、エル企画からは、産業廃棄物の許可取り消しがあったことによって会社の維持が難しく、法律に基づく解散について検討を行っておりますという旨の説明を受けてございます。

また、負債額につきましては、総額1億円以上となっており、内訳といたしましては、法人税、消費税で約4,000万円、金融機関等で約5,000万円、取引業者間で約600万円、そして柳泉園組合で約960万円の説明を受けてございます。

そして、平成23年2月16日なんですが、前年の7月30日に差し押さえを行っております銀行債権410円に対しまして、2月16日付で換価取り立てを行ってございます。また、エル企画からは、法的手続による指導を受けており、また負債額も多く、100万円以上の費用がかかるため、資金繰りが非常に難しい状況であるという旨の説明を受けてございます。

平成23年に入りまして、その後も継続いたしまして社長と電話連絡、そして工場への状況確認を行ってございましたけれども、7月以降、なかなか連絡がとれない状況の中で、9月の現地の確認では、土地を貸しております地権者によって入間市の事務所跡地内にありました産業廃棄物の撤去が進められておりました。

また、それ以降、電話連絡、いろいろ行っております。コールサインがあってもなかなか出ていただけないとか、そういった形でなかなか電話連絡がとれない中、平成24年4月9日以降、携帯の電話番号のメッセージなんですが、「お客様の都合によりおつなぎできません」という内容から、「現在使われておりません」という内容に変更となっておりました。それ以来、電話連絡が難しい状況なんですが、8月20日の現地確認では、既に廃棄物の撤去がほぼ終了となっておりました。地権者からの説明では、自費で廃棄物の撤

去を行っており、また、更地にしてから貸し出しについて検討しておりますと、また、エル企画とは一切連絡がとれない状況である、そういった旨の説明を受けてございます。

こういった事情の中で、平成24年5月以降、エル企画との連絡がなかなかとれない状況でございますけれども、最近の状況でございますが、青梅市内の旧本社につきましては、当然、エル企画はおりませんけれども、別の会社によって営業されています。また、旧事務所につきましては、もう既に産業廃棄物の撤去も完了してございました。一部駐車場として利用されている状況となっております。

現状といたしましても、エル企画の関係者との連絡も依然難しい状況となっております、すみませんが、代金の回収には今のところ至っておりません。実際に410円の換価取り立てといった形で入金がございますけれども、それ以外につきましては、回収には至っておりません。これからも粘り強く何らかの情報を得るべく、弁護士と相談を行いながら、少しでも売り払いの回収を行っていく努力を続けていきたいと思っております。

こういった経過の中で、本来、未納額が956万6,868円なのですが、410円を既に換価取り立てを行っておりますので、備考欄の金額といたしましては、410円を差引ました956万6,458円の収入未済額といった形で掲載させていただいております。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、続きまして、電力売り払いについて御答弁させていただきます。

平成24年度は1億円を超えました。ただ、最近、各市のごみの搬入量が減ってきて、通常、柳泉園は3炉あるんですけども、2炉運転になりましてから1億円を超えることはなかなかありませんでした。その中で、平成20年度から電力売り払いに関しては入札を行っております。平成23年度の3.11の福島原発事故以降、電力不足の関係で売り払いの電力の単価が上がったことにより、平成24年度は1億円を超えることができました。

今年度も24年度と同程度、プラスアルファぐらゐの収入が見込めるのではないかと踏んでおるんですけども、では今後どうなるかといいますと、原発稼働によっては売り払い単価がかなり安くなる可能性もありますので、何とも言えないところなんですけども、恐らく昨年、ことしあたりが高値で、だんだん値段が下がっていくのではないのかなと予想しております。

○総務課長（新井謙二） アルミ缶プレス未納金による、こちらの記載の件で説明させていただきます。

こちらにおきましては、先ほど説明のとおり、確定判決によって権利を受けたものでご

ございますが、時効が10年ということでございますので、不納欠損処分をする以外は10年間このような形で掲載するというところでございます。

○5番（坂井かずひこ） 御説明ありがとうございます。

順番が逆になりますけれども、まず、電力売り払いのほう、1億円を初めて超えられたということなんですけれども、今後とも重要な歳入になりますので、なるべくふえるようには努力していただきたいと思います。

あと、初めに質問させていただいたアルミ缶プレス売り払い未納による収入未済額の件なんですけれども、御丁寧な御説明でよくわかりましたけれども、民間の会社なんかですと、平成20年度の未済額が載ることというのはまずないもので、少し驚いてはいたんですけれども、弁護士の先生と丁寧に対応されているということですので、十分わかりましたが、今後とも、まだ410円しか回収されていないということですので、回収の努力していただければと思いますので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○2番（近藤誠二） 決算の意見書のむすびのところを見てみますと、単年度収支額に関してなんですけれども、平成23年度と平成24年度、両方とも繰越金は関係なしに考えたときに赤字となっていると書いてあるんですね。平成23年度が3,581万5,586円、平成24年度が7,678万9,843円となっていて、まず、なぜこういう状況になっているのかという見解を伺いたいなということと、あとはその後ろのほうに、「また、近い将来、クリーンポート施設の延命化のための基幹的整備、不燃・粗大ごみ処理施設の更新、リサイクルセンターの改修、温水プールの改修等、大規模な施設改修費用の発生が見込まれており、これらについても、新たな各市への負担を生じさせる可能性がある」と書いてあるんですけれども、今後、改修などしていかなければいけないところが当然出てくると思うんですが、そちらでわかっている範囲で構いませんので、金額ベースで例えば幾らぐらいとか、来年度とか再来年度とか大体これぐらいの改修費用がかかるんだと、そういうのがもし計画としてあれば教えていただきたいなと。

あと、先ほどの発電の件なんですけど、1億円を超えていて、平成25年度も同じぐらいを見込んでいます。今後は原発の動向次第で、もしかしたら少し減っていくのではないかと、そういう話だったかと思いますが、ごみの焼却の総量自体もどんどん毎年減ってきている状況でもあると思いますし、これから少子高齢化ということで、そもそも人口が減ってくるということとを予測しますと、ごみというのはどんどん減っていくのかなと。

そうすると、売電という部分で考えると、売る電気が減少していくのではないかと、そのように私は考えているんですけれども、今後、その辺を加味して、どのように発電をふやしていくのか、もしお考えがあれば教えていただきたいなと思います。

あと、事務報告に載っていたことで、もう少し質問させていただきたいと思うんですが、動物の死体の搬入についてなんですけれども、平成24年度だと計475匹、犬と猫が搬入されていると。これは動物死体処理委託というのでやっていらっしゃると思うんですけれども、犬と猫というのは野良なのか、ペットなのか、その辺を根本的なところで申しわけないんですが、教えていただけたらと。これは搬入されたものというのは、燃やされているのか、どのような過程でやられているのかというのを少し伺いたいなと。

あと、もう一点、私、前回も少し言ったかと思うんですけれども、会議室の利用率がかなり低いなと。たしか行政報告のほうだと8月、9月、10月で15%となっていたかと思うんですね。15%というのはかなり低いと思いますので、現在利用している団体というか、人というか、どういう傾向なのかなと。これに対して今後改善させていかなければいけないと思っているんですが、どのような考えを持っているかというのを教えていただけたらと思います。お願いします。

○総務課長（新井謙二） それでは、まず単年度収支の赤字についてでございます。大変恐れ入りますが、決算審査意見書の2ページをごらん願いたいと思います。

まず、第2表の中で財政収支状況がございまして、その中の表の実質収支額という欄がございまして。平成24年度におきましては3億9,000万円ほど、平成23年度におきましては4億6,000万円ほどでございます。

単年度収支額につきましては、平成24年度の実質収支から平成23年度の実質収支を差し引きするということでございます。これは言いかえれば、本年度分の繰越金を含まない金額ということになります。

柳泉園組合の歳入に当たりましては、先ほど補正予算の中で御説明申し上げたとおりでございまして、前年度繰越金におきまして、歳入を見込んでいかないと、その分、関係市の負担金がふえているという状況でございます。ただ、この表の中の平成22年度を見ていただきますと、単年度収支は黒字になってございます。こちらにおきましては、臨時収入ではございませんが、多摩川衛生組合、東村山市より広域支援を行ったことにより約1億円ほど臨時収入となったものでございますから、平成22年度におきましては黒字ということでございます。

○技術課長（佐藤元昭） では、続きまして、クリーンポートの基幹的整備について御答弁いたします。

大規模な補修、重要機器類の基幹的整備等にかかわる今後の計画といたしましては、平成27年度から5カ年で今、計画を立てているところでございます。代表的なところでは、各炉の火格子の交換補修、炉内耐火物の全面補修、脱硝設備の触媒交換、電気計装設備の全面交換等を予定しておりますが、各年度の補修内容は現在検討中であります。ですので、どこをやるか、どういう補修をするかによって値段が変わっていきますので、具体的な値段等については、今のところはない状況でございます。ただ、平成27年度から始める予定で準備は進めているというところでございます。

続きまして、発電の歳入確保についてということなんですけれども、先ほど少しお話ししましたが、柳泉園クリーンポートにおいては、通常2炉運転で、おおよそ2,100キロワットの発電が可能となっております。柳泉園クリーンポートは不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設等の施設起動時を除く施設内電力を全て補うことができる状態です。さらに電力会社に電力供給も可能であります。一昨年の3.11原発事故以降の夏場の節電及び電力需給対策への協力として実施した運転対応等も今後も継続することで売電の歳入確保に努めてまいりたいと思っております。

その内容といたしましては、夜間、午後6時から翌朝6時までの12時間のごみの焼却量を減らし、2,000キロワット程度の発電とし、昼間、午前6時から午後6時までの12時間のごみの焼却量をふやし、2,200キロワット程度の発電とすること及び施設内の照明等の節電をし、施設内消費電力量を減少させることにより、売電単価の高い昼間の売電量を増加させていく運転を今後とも続けていきたいと思っております。

○資源推進課長（千葉善一） 1点目の粗大ごみ、リサイクルセンターの改修、更新等でございますけれども、粗大ごみ処理施設につきましては、昭和50年3月の竣工から38年経過してございます。当然、施設の老朽化もございますけれども、近年のリサイクル法の施行とか、小型家電リサイクル法とか、そういったさまざまな傾向の中で、不燃ごみ搬入量につきましては、年々減少している傾向でございます。また、さらなる関係市での不燃・粗大ごみの分別収集も一段と取り組んでございますので、今後さらに減少することが想定されてございます。そういった状況の中で、更新につきましては、またさらにどういった状況になるのか、関係市と調整しないと、なかなか結論が出せないものがございます。ですので、金額等につきましては、まだ積算にまで至っていない状況でございます。

また、リサイクルセンターにつきましても、建設されて20年たちます。そろそろ改修も必要かと思いますが、最低限度の維持費をもってなるべく対応しております。ですので、そういった意味では、まだ積算に至っておりません。

2点目でございます。事務報告の34ページ目の動物死体搬入量の関係でございますけれども、こちらにつきましては、実際に道路で不慮の事故などによって搬入されております犬とか猫を対象といたしまして、委託を行っております。ただ、ペットか野良犬、野良猫かというのはなかなか難しいところでございますが、時折市民の方から問い合わせがございます。こういった猫が搬入されていると市に確認したら、あるという話が、最近もございましたけれども、電話連絡がございます。基本的にはお見せいたしまして、ペットであれば引き取っていただくようなケースもございます。ただ実際、野良犬、野良猫、ペットかどうかというのは、私どものほうではそこまでの確認はなかなか難しい状況でございます。交通事故等でそういったケースのときに関係市から運ばれてきております。また、そういった猫、犬につきましては、一旦冷蔵庫で保管を行っております。専門業者でございます宗教法人慈恵院に運搬から火葬、埋葬まで委託し、定期的をお願いしている状況でございます。

○施設管理課長（中村清） ただいまの御質問、1点目の今後の改修について、厚生施設はどのように考えているかということに対してでございますけれども、厚生施設そのものが昭和61年から運用が始まっております。もう既に28年ほどたっている施設なものですから、しかも、プール施設におきましては、塩素で消毒しているものですから、かなり鉄さびが多く発生してございます。建屋そのものを改修を施さなければ、今後の維持におきましては、これからの震災対策等々を考えますと、もう改修に入っていかなければならないのではないかと考えておまして、また、建築事務所からも定期的な調査が入っておりまして、御指導を受けておるところでございます。できれば補修すべきではないのかという指摘でございます。それを受けまして、厚生施設のほうでは、来年度にはコンサルを入れまして、プロの目から見た部分的な改修の仕方を調査していただきたいと思っておりますので、実施設計と工事に当たりましては、できれば再来年あたりから入りたいと考えているところでございます。その予算等々はまだ今のところ、はっきりした数字は出てきておりません。

それから、2点目の会議室の利用率が非常に低いのではないかとこの議員の御指摘でございます。確かにそのとおりでございます。現在、会議室は洋室が1部屋ございます。

そのほかに和室が3部屋ございます。洋室の使用頻度というのは非常に高いものがございます。ところが、和室におきましては、ほとんど使っていないような状況でございます。率そのものは洋室で稼いでいるような数字でございます。和室の使用状況なんですけど、お年寄りが使われているのがほとんどなんですけど、ただ、お年寄りも和室の使い勝手といいましょうか、どうしても畳敷きなものですから、できれば足腰が痛くならない洋室のほうが適しているのではないかということで、少しうちには合わないのかなと考えているところでございます。

会議室のPRといたしましては、年3回発行しております組合のニュース、そのほかにホームページですね。また、年2回行っております周辺自治会協議会というのがございます。その席上に各自治会の会長なり副会長なり来られておりますから、その自治会に向かって、できれば会合等々で皆さん、お使いくださいとお勧めしているところでございます。

○2番（近藤誠二） 御答弁ありがとうございます。

とりあえず、改修の予定とか、平成27年度から5カ年でという話もありました。ただ、金額ベースではどこも具体的なところは出ていないということなんですけれども、具体的なのという、なかなか難しいかと思えますけれども、かなり大がかりな改修もあると思えますので、その辺の大まかな予想というか、これぐらいは最低でも必要なのではないかと、そういったものは少し提示していただきたいと思うところではあるんですが、いずれにしろ、このままいってしまいますと、各市の負担金がふえていくのではないのかなと非常に心配な部分がありますね。

そこで、例えば3市以外の、平成22年度でしたっけ、東村山から受け入れて1億円ほどという話がありましたけれども、他市も入れて、今、2炉運転という形ですから、もう少し回せるような形で財源を何とか確保していったほうが、今の3市の負担金という部分においてもいいのではないのかなと思うのですが、そちらの見解を教えてくださいと思います。

あと、動物のほうはよくわかりました。ありがとうございます。

あと、会議室のほうは、和室がほとんど使われていないと、そういう話がありましたけれども、洋室が結構使われているということであれば、だめなものはほとんど使われなまま置いておくよりも、少しでも活用されるような形で、自主財源の確保に向けて動いていただけたらと思います。

質問は1点です。よろしく申し上げます。

○管理者（馬場一彦） 柳泉園組合の財政的な見地からということでの御質問かとは思いますが、平成22年度にほかのところの受け入れをしておったので、今後そういったことも考えてはどうかということですが、ぜひとも御認識を改めていただきたいと思っています。

と申しますのは、柳泉園組合というものは、ごみの焼却施設ですので、世間的に言われているところの迷惑施設という中でも、とりわけ地域の方々に対して御負担をかけている施設と言われております。当柳泉園組合も、今のクリーンポートに建てかえるときでさえ、建てかえに対してそもそも反対であるということから始まりまして、3市のごみ焼却という中で、当時は4市という部分もありましたけれども、東久留米にお住まいの方々からしてみれば、自分の市のごみの焼却というものは理解するが、なぜ他市のごみまで我々の地域で燃やさなければいけないんだという議論がございました。これは、直近では日野市、小金井市、国分寺市のごみの受け入れに関しましても、日の出同様の議論が今、ございます。そのように、こういった施設を建てて処理する内容については、まず地域の方々の御理解、御協力を得ることが大前提であり、お住まいの方々との歴史的な議論、やりとりがあって、初めて施設を建てさせていただいているわけですから、そういったものをぜひ踏まえて御質問等もしていただければと思っております。

いずれにいたしましても、他市のごみを当然受け入れないというわけではございません。それはあくまでも広域支援要請など、ほかの自治体で例えばごみの焼却施設が老朽化しているので整備をしなければならない、そういった際に一定の期間、受け入れていただきたいということで、きょう、この資料でもお示ししておりますが、16条の協力の必要な事態ということで、こういったことが規定されてございます。こういった際に受け入れるということで、東村山市の場合ですとか、多摩川衛生組合ですとか、または過去、小金井市もございましたけれども、一定の取り決め等に基づいて行っていかなければなりません。

広域支援要綱に掲載してあることを行うに当たっても、地元自治会の方々に御報告し、お願いし、御理解を得た上で行わせていただくというのが原則でございます。今、申し上げましたように、確かに財政的な観点から、ほかのところから持ってくれば、その部分、歳入ということはお考えとしてはあるのかもしれませんが、その際には過去何十年もある意味、血のにじむようなやりとりを思い、そういった中に成り立っておるのがこの柳泉園組合であるということもぜひとも御理解の上、御質問等をお願いしたいと思ってお

ります。

○2番(近藤誠二) 管理者の言われることももちろん理解はしているつもりなんですけれども、何も周辺に住んでいる方たちのことは考えずにとっているわけではなくて、結局、このままいってしまうと、ここに住んでいる人たちも当然ですけども、負担金が上がるということは、市民が負担するところもどんどん上がっていくということにつながっていきますので、それはやはり何としても避けたい、避けなければいけないのかなと。そういう観点から質問させていただいているのであって、だから選択肢としてはゼロなんだという考え方は持つべきではないのかなと。もちろん協力を求めてやっていくという選択肢をひとつ持っていたいただきたいなと思います。

○議長(野島武夫) ほかにございますか。

○9番(渋谷けいし) それでは、何点か簡潔に御質問させていただきます。

まず、決算書の7ページの一番下、財産運用収入のところ、財産を運用されているということですけども、運用の内容について御答弁いただければと思います。

それから、9ページ、先ほどの不納欠損の話も出ましたけれども、もちろん市民の皆さんの損失という考えに立てば、あってはならないことだと思いますけれども、業者も業者ということになりますけれども、入札方法に問題がなかったのかということ、予見性がなかったのかどうかということで御質問したいと思います。

それから、続いて歳出で、先ほどの電波使用料の件で流用して、こちらのほうでということがありましたけれども、電波使用料については、恐らくかなり前から改定の話は出ていたはずなので、どう積算していたのかということですね。

それから、最後に、29ページ、財産に関する調書のところで清柳園が計上されておりますけれども、柳泉園としては、遊休資産ということ可言えると思うんですね。今後、清柳園について有効活用というか、どのようにお考えなのか、御答弁いただければと思います。

○総務課長(新井謙二) それでは、まず最初の決算書7ページ下段の各基金の運用でございしますが、こちらにおきましては、半年に一回、国債を購入して運用してございます。その運用益の収入が運用利子となっているものでございます。

それから、エル企画の契約の件でございしますが、こちらにおきましては、市場価格が変動するということから、3カ月に一回は入札をしておるものでございます。当時の選定におきましては、エル企画につきましては、その前にスチール缶の売り払いとか、廃材の売

り払いの契約等の実績はございました。そんな関係がございまして、指名をするに当たりましては、契約の状況、他団体の状況などを加味いたしまして、当時は6社を選定して入札し、エル企画が落札したという結果でございます。

○技術課長（佐藤元昭） 電波使用料の不足額について御説明いたします。

電波使用料につきましては、当初予算編成、柳泉園組合ですと9月から始まります。その当時、電波使用料について問い合わせ等をして確認はしていると思います。ただ、年度が変わって急遽価格改定があった、年度が変わる前だったのかもしれないんですけども、当初予算では反映できなかったということで、足らなくなってしまったということで御理解いただければと思います。

○助役（森田浩） 最後の清柳園の関係でございますが、清柳園につきましては、有効活用ということで、具体的な検討にはまだ入っていないのが現状でございます。まず、考えられますのは、清柳園は現在あのような形で建物が存在しているわけですが、あそこの建物を解体しないといけないということが問題になっております。解体する場合には、その後の利用方法とか、解体に当たってのダイオキシンとか、土の調査も全部しなければいけないということになります。今までの経過をいろいろお聞きしますと、あそこに焼却灰が周辺に入れてあるということもお聞きしておりますから、その辺を考えた中での解体計画を策定しなければいけないということで、場合によっては莫大な費用がかかるということが考えられますので、今のところ、いろんな形の中で想定されますから、その辺で具体的な計画を立てていないというのが1つの大きな要因なんですけども、現状のままでいいかといいますと、必ずしもそういうことではございませんで、維持管理をどういうふうにしていくかということで定期的に職員が行って、中に入れないような維持管理もきちんとしているんですけども、今後、柳泉園組合として大きい課題の1つでございますので、管理者等も含めまして、今後の計画、有効活用を含めました清柳園の今後のあり方等については早い時期に1つの方向づけは出さないといけないのではないかと考えておりますが、その裏にある解決しなければいけない問題があるものですから、方向づけが出ていないというのが現状でございます。

○9番（渋谷けいし） ありがとうございます。

先ほどの入札の業者選定について御答弁いただきましたけれども、今後とも業者の指名については慎重にさせていただいて、しっかり見抜くというか、審査をしっかりしていただきたいと思います。

それから、最後の清柳園の件ですけれども、汚染物質があるかもしれないという御答弁がありましたけれども、当該清瀬市の代表としては、汚染物質はそこにそのまま置いておくのが果たして本当にいいのかという議論もありますし、柳泉園組合としても、資産の有効活用という意味では、あそこをこのまま放置しておくのは得策ではないと思いますので、今後、計画的に議論していただきたいと思います。

以上、要望です。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○3番（村山順次郎） 簡潔にお聞きしたいと思います。

監査意見書の一番最後の16ページのところで、「歳入の確保について」ということで記載がございます。今、少し議論があったところでありますが、先ほど資料をいただきまして、これのお礼を言うのを忘れていたので、まず改めて、資料の提供についてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

私、東久留米の西の地域にずっと住んでおりまして、西団地の方とも話す機会があるんですけれども、西団地が始まってからの経過とかも聞く機会がございます。災害時についても、先ほど御質問いたしました、通常の災害が発生していないときも、お示しいただきました支援体制実施要綱に基づいて、柳泉園が他市のごみを受け入れることはあり得るということは実際問題あるんだと思うんですけれども、ただ、受け入れに当たっては、理由のところも含めて、極めて慎重にするべきだと私は思います。

これは管理者からも御説明がありましたが、住民の皆さんの思い、歴代の管理者を初めとする柳泉園の皆さんの、管理者から血のにじむようなというお言葉もありましたが、そういう経過、この施設がこの先どうあるべきなのかも含めると、受け入れについては、やむを得ない場合というのは当然あり得ると思いますが、一方では慎重に対応されるべきだと思います。先ほども管理者から御説明ありましたが、また改めてその点はお聞きしたいと思います。

もう一点は、少しわからないのでお聞きするんですけれども、決算書の説明のところ、「流用」という言葉で幾つか御説明がありましたが、予算を審議して、それが議決されて、執行して決算という流れの中で、あまり流用というのが多項目にわたるといのはどうなのかなという素朴な疑問があって、必要であれば予備費のほうで対応するという手もあるのではないかなと思うんですが、それぞれの項目で事情はそれぞれあるんだと思いますけれども、取り扱いの考え方についてお聞きします。

以上、2点お願いします。

○管理者（馬場一彦） 1点目の件については、繰り返しになりますが、例えばこの資料にもお出ししておりますような形での広域支援のあり方としての受け入れ、また、女川町のときのような災害時の受け入れ、またそれ以外にも、近年ですと、例えば近くの多摩26市の中でも自治体の再編ということも現に起きております。こういったものは、そのときそのときの事情によってあるということではございますが、そういったことでさまざまな事象があった場合の対応としても、常に柳泉園組合としては、地元にお住まいの方々の御理解を得ていかなければならないというものがございます。そのためにこの間、柳泉園組合としては、周辺自治会の方々と定期的な協議会を持つ、または行政報告等でもお話をさせていただいておりますように、数値の測定などについては、立ち会いのもとにやらせていただく。また、女川町のときには、逆に女川町まで柳泉園組合の職員も同行して行っていただいて、現地を見ていただいて、その上で御判断していただくなど、周辺にお住まいの自治会の方々と信頼関係のもとにあるということではございますので、この先、全く受け入れないというわけではないですけれども、受け入れる際には当然、地元の方々の御理解または御説明をしっかりとさせていただくなどの一定の手順を経た上で行わなければならないと。それもやむを得ない場合など、緊急性を要するなど、また、広域支援要請など、しっかりとした根拠があって初めて受け入れになるということではございます。ですので、歳入をただふやすために、どこかできないところをやりましょうという形での安易な受け入れというものは、柳泉園組合としては将来のことも考えると、そういったことはなかなか難しい、またはできない、それは逆に言うと信頼関係を壊すもとにもなってしまうということも危惧されるものだと思っております。

○総務課長（新井謙二） 先ほどの決算の御説明の中で、流用でございますが、平成24年度におきましては、6件の流用でございます。また、1件の充用をさせていただきました。

基本的な考え方といたしましては、まず、流用でございますが、ごみ処理費だったらごみ処理費の中でまず予算をとということでございまして、あと、人件費でしたら当然人件費の中でやるというのをまず基本として考えてございます。その中でできないような金額とかなりますと、予備費から充用ということで、リサイクルセンターの古紙圧縮梱包機につきましては1,100万円ということでございましたので、ごみ処理費の中では対応できませんでしたので、充用させていただきました。

○3番(村山順次郎) 広域支援のあり方については、管理者のお話で理解をいたしました。

予算の中で不用額が大量に出るということは、それはそれで程度の問題によって望ましくない部分はあるものの、一方で不測の事態、いろいろ事情はあると思いますが、予算が足りなくなるということも、またそれはそれで問題があって、そうなったときにどうするのかということ、それぞれのケースがあると思いますが、決算審査の立場からすると、流用という言葉が出てくるのは少しどうなのかなという感想を持ったので、少しお聞きしたところであります。

以上で終わります。

○議長(野島武夫) ほかにございますか。

○4番(大友かく子) すみません、4項目、細かく言うと5項目ぐらいになりますが、お聞きします。

質疑がありましたけれども、未収金についてなんですけれども、時効が10年ということで、不納欠損しない限り10年間、時効を迎えるまではこういった記載が続くという御説明で、それは理解をしているんですけれども、一方で、未収金をきちんと回収していくということも重要なことではあると思うんですけれども、今の御説明を伺っていると、大変回収が難しいのではないかと聞こえました。

あと数年、不納欠損しない限りは、調査をして何とか回収できないかというお仕事が発生するわけなんですけれども、実際に未収金になっている額を回収することと、そういった回収にかかわる人的な、時間がかかることと、経費がかかることについて、見合いを立てていくことが必要なのではないかと思うんですけれども、時効の10年を迎えるまで積極的に回収していくのか、それとも不納欠損として計上するのかという内部での議論があるのかどうか、そういった内容をお聞かせいただきたいと思います。

それから、東電の賠償金について、2点目ですけれども、決算書に載っておりまして、平成23年度に測定等にかかわる分を請求して歳入として入っているということなんです。窓口質問で大変恐縮なんですけれども、実際に柳泉園組合として東電に賠償請求したものが、具体的な項目は先ほど御説明いただいたとおりだと思うんですけれども、請求した額が満額収入として入ってきているのかどうかを確認させてください。

それから、事務報告のほうに研修等に関することが記載されておりまして、主に技術的なことと法的な研修が多いのかなと見受けました。セルフコントロールの研修なん

かも入ってはおりますけれども、職員のモチベーションを上げていくために、研修はとても重要で、それが行革にもつながっていくと考えるんですけれども、そういった視点での研修の体制といいますか、柳泉園組合としてどんな研修を、平成24年度はここに書かれているものだと思うんですけれども、行革の視点も踏まえて、人員削減だけが行革ではないと思いますので、効率的な事務運営ですとか、積極的に仕事に取り組んでいただくための職員研修というものを何か考えられているようでしたら、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく事務報告なんですけれども、広報に関することで、施設見学の一覧が掲載されております。西東京市も多くの小学校の見学の受け入れをしていただいて、ありがとうございます。市内に19校小学校があって、平成24年度は13校の受け入れをしていただいていることがわかるんですけれども、西東京市の小学校では、できる限り地元の柳泉園組合の見学をしていただくように教育委員会のほうに働きかけをしていると思うんですけれども、何校か受け入れができていないのか、それとも、日程が合わなかったのかなということもあるんですけれども、実際に施設見学の要請があったときに、日程等の都合でお断りしている件数というのがどれぐらいあるのか、もしわかるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後に、歳入を上げるという観点からは少し逆行するかもしれないんですけれども、各構成市、地元自治体では、ごみの減量というところに懸命に取り組んでいるのが現状だと思うんです。柳泉園組合の処理基本計画につきましても、3Rの推進というところが記載されていて、関係市と連携した減量化、資源化の働きかけということがうたわれておりまして、第一に発生抑制というところをアピールしていかないと、減量というのが達成していかないと考えているんですけれども、柳泉園組合として構成各市の連携状況と市民に向けての周知、組合のニュースになるのかなと思うんですけれども、これを拝見すると、発生抑制のところ改善する働きかけみたいなものが若干薄いかなと感じるので、その辺のお考えをお聞かせください。

○総務課長（新井謙二） まず、1点目の未収額の件でございます。こちらにおきましても、議員おっしゃるとおりだとは思っておりますし、また、先日も顧問弁護士に相談したところ、打つ手はないのではないかとすることは顧問弁護士はおっしゃってはおりますが、不納欠損にするのはいつがいいかということにつきましては、こちらのほうから大変言いにくいことございまして、不納欠損をするに当たりましては、議会の議決が必要で

ございますので、こちらのほうからいつということはなかなか言いにくい状況でございます。

それから、2点目の研修でございます。平成24年度におきましては、セルフコントロール研修ということで、柳泉園組合が実施したものでございます。対象といたしましては、一般職全員を対象としております。実施時期でございますが、全職員ができるだけ参加できるように、10月の3炉停止期間という全停期間が10日間ございます。この期間内に一般的な研修を毎年行ってございます。過去におきましてもいろいろな研修をしてございます。その他の研修につきましては、市町村と同じように自治会館で専門の研修とかそういった研修を受けているところでございます。

それから、見学者の件でございます。お断りしたのが何件かということは、まことにも申しわけございませんが、わかりません。定例会とかは別といたしまして、基本的には午前中1団体、午後1団体について受けてございます。

すみません。答弁が漏れました。東電の賠償金の件でございます。

こちらにおきましては、平成23年度に実施いたしました各測定の委託でございます。御説明したとおり、補助金分を除きました全額が賠償金として収入を受けております。

○助役（森田浩） 最後のごみの発生抑制の促進ということでございますが、特に柳泉園としてそのような具体的な対策というのは、現状では考えておりませんし、やっております。それはなぜかといいますと、柳泉園組合の役割といたしましては、中間処理施設で3市のごみを安定的に継続的に処理するというのが大きな役割でございますから、そのような形で努力しているところでございます。

ただ、発生抑制ということは非常に大事なことでございますから、柳泉園の役割ではないところではあります。3市の事務連絡協議会等、3市の部課長と定期的に会議を持っておりますから、その中で柳泉園組合としてできることがあれば、そのような形で協議はさせていただきたいと思っております。

○4番（大友かく子） 御答弁ありがとうございました。

御答弁いただいておりますので、まとめたいと思っておりますけれども、1点だけ研修に対する取り組みなんですけれども、平成24年度の取り組みは御説明で理解をいたしました。それぞれの職員の仕事をブラッシュアップしていったりとか、新たな取り組みに対する発想を促して行って、それが行革につながっていくというベースに研修ということも重要な1つのツールとして活用できるのではないかと考えておまして、そういった視

点でこの先、来年度の予算編成も始まると思うんですけども、研修に対する考え方というのが、毎年、全職員を対象にした研修もやっているし、自治会館で行っている研修にも参加しているということはわかったんですけども、柳泉園組合として、この先の職員研修についての考え方というのが、これからまた考えますということになるのかもしれないんですけども、もしありましたらお聞かせいただければと思います。

それから施設見学の件は、午前1団体、午後1団体受け入れていただいているのは承知いたしておりますが、各学校の行事ですとかそういったものを検討するのが、おおむね各市同じだと思うんですけども、今の時期から2月ぐらいまでの間に各学校が社会科見学も当然含めているような行事の日程調整をしていく時期に入っていると思うんです。平成24年度は西東京市の13校の学校が受け入れをしていただいているんですけども、かつて私の娘が小学校のときに、残念ながら日程が合わなくて、23区の最終処分場を見学するということになってしまったことがあったんです。せっかく自分たちが出すごみが処理されているところを見学する機会がこうやってできているので、できる限り構成市の小学生たちに見ていただく機会というのを、何か調整で保障できるのであれば、そういうことに取り組んでいただけたらなと思います。

これは柳泉園組合だけの御努力では当然難しくて、各構成市の教育委員会との連携が必要になってくるとは思うんですけども、その辺もぜひ連携をしていただけないかなと思います。

学校の先生方って、各地元市の在住の先生ってとても少なく、地元の市がどういう分別をしていて、どういうふうに処理されているのかって、結構御存じないんです。そうすると、実際に社会科の授業のときに環境を教えるときに、残念ながら誤った情報が届いたりすることも見てしまったりすることがあるので、できるだけ連携をしていただけたらと思います。

それから、発生抑制に対する取り組みについては、当然、柳泉園組合としてのミッションではないということは理解しているんですけども、計画の中にも各市の連携ということがうたわれておりますので、ぜひ可能であれば人事交流なんかも含めて取り組みをしていただけたらと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、職員研修の件でございます。今後におきましては、そういった形で検討したいと思っておりますが、このところやった研修におきましては、専門研修の中で運転にかかわるものということで、平成23年度から研修は実施してござ

いますが、こちらにおきましては、8ページの研修等に関するものの中に掲載しております。東京二十三区清掃一部事務組合研修センターが実施しております専門研修、運転管理講習などに参加しているところでございます。今後におきましては、そういったことを踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

それから、見学者でございますが、学校におきましては、どうしても年間の行事が決まっております。どうしてもこの日という形で柳泉園には見学の予定が入ってきますが、早いもの勝ちではないですけれども、ほかの学校が入っておりますと、「入っています」という形をとっております。また、夏休み見学会なども年に1回やっておりますので、そういったことについて活用していただければと思います。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 監査の意見書の中の10ページなんですけれども、先ほどからコストのお話が出ておまして、10ページの一番下の直接費というところ、総経費というところ、1トン当たりが出ておりますけれども、これについて、直接費がどういう内訳のもので構成されているのか。恐らく今、4万トンくらいということで処理量がありますけれども、100円違うだけでも400万円のインパクトがありますので、この辺について、直接費が一つ一つ十分な点検がされているのかどうかといったこともありますので、資料としていただきたいということと、直接費についての検討が十分にされているのかどうか。要は、管理可能費ということにもなってくるかと思っておりますので、そういった点での管理の状況について御答弁をいただけたらと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、資料の件でございます。決算意見書10ページ下段の第8表に記載しておりますごみ処理単価の算出根拠につきましては、別に資料がございます。これを御提出させていただきたいと思っております。

○8番（小西みか） では、資料は後ほどということでも、管理状況についてだけ御答弁をいただけたらと思います。

○助役（森田浩） 資料はすぐ出せますから、提出させていただきたいと思っております。

○議長（野島武夫） 暫時休憩します。

午後 0時19分 休憩

午後 0時19分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開いたします。

答弁をお願いいたします。

○総務課長（新井謙二） 御質問の中で各施設の管理運営ということで、どういったことか、申しわけございませんが。

○議長（野島武夫） もう一度質問をお願いします。

○8番（小西みか） 先ほど申し上げましたように、直接費について、1トン当たり100円違ったといたしましても、4万トンの処理が今、行われているということで、400万円という影響額があるということですので、直接費一つ一つの項目についての精査というんでしょうか、管理というんでしょうか、その状況を教えていただけたらということですか。

○総務課長（新井謙二） それぞれの項目におきましては、基本的に10ページの第7の表にそれぞれ性質別に来ているわけでございます。特に維持補修費におきましては、できるだけ経費を削減するということが当たり前でございます。あと、物件費の中の委託料におきましては、長期継続契約などによりまして経費を縮減していくという考えでございます。

○8番（小西みか） では、今いただきました資料と直接費の10ページに載っております単価について、最後にいただいた表の可燃の直接経費ですとか、不燃のと書いてあるんですけれども、上の表との関連について御説明をいただけないでしょうか。

○総務課長（新井謙二） 上の表、第7表との関連についてでございます。ごみ処理費の内訳ということで、それぞれの経費を掲載しており、合計額14億3,233万9,000円ということでございます。こちらにおきましては、大変恐れ入りますが、決算書の21ページ上段記載の支出済額14億3,233万9,125円ということでございます。決算審査意見書の表7におきましては、この経費をそれぞれ性質別に分けてございます。人件費、物件費、維持補修費等と分けてございます。この経費の中には、ごみのほかにし尿も入っております。ですので、資料の中で、ごみ管理費というのはございます。この中の合計額が14億3,200万円ということでございます。それぞれの経費におきましては各施設別に、人件費におきましては按分で分けております。そのほかの経費におきましては、それぞれごみ管理費、不燃ごみ等管理費、資源管理費、し尿管理費と決算書の中の数字はこちらのほうに載ってきます。この中の数字で控除しなければいけないものにつきましては、国のモニタリング事業費補助金149万9,000円は控除しているところでございます。

ごみの単価につきましては、し尿に関する経費におきまして、5,584万7,000円を

控除いたしまして、その控除合計額を可燃、不燃、粗大ごみ、資源物の合計の搬入量で割り返した単価が直接費といたしまして、トン当たり1万6,983円ということで算出しております。こちらにおきましては、決算のみの算出方法で例年比較ができるように、同様な方法で算出しているところでございます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって議案第15号、平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第15号、平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第15号、平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第15号、平成24年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定されました。

○議長（野島武夫） 「日程第8、報告第1号、専決処分の報告について」、本件に関して説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 報告第1号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決事項により指定されております30万円以下の損害賠償額の決定について専決処分をいたしたもので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

このたびの事故につきましては、本年7月18日、株式会社ライフサービス所有の車両がごみピットに可燃ごみを搬入する際に、プラットホーム入り口扉手前のセンサーにふぐあいが生じたことによりまして、同車両が入り口扉に挟まれ、右前方部分に損傷を与えてしまいましたので、損害賠償額18万5,451円を支払うため、去る8月19日に専決をいたしました。

このたびの御報告につきましては、前回の定例会において御報告すべきところを大変御報告がおくれてしまいました。今後このようなことがないように十分注意し、事務執行に当たってまいります。

なお、搬入車両の運転者については、けが等はございませんでした。また、センサーのふぐあい箇所におきましては、既に修理は完了しております。

説明については以上でございます。

○議長（野島武夫） 以上で報告は終わりました。

これより質疑をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。以上をもって報告第1号、専決処分の報告についての質疑を終結いたします。

○議長（野島武夫） 「日程第9、報告第2号、専決処分の報告について」、本件に関し説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 報告第2号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本報告は、報告第1号同様、地方自治法第180条第1項の規定によります議会の議決事項により指定されております30万円以下の損害賠償額の決定につきまして、専決処分をいたしましたもので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

詳細につきましては、同様に事務局より御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

本件は、組合所有西側の山林とあいおい損保計算センターとの境界に同センター敷地内に設置してあるフェンスに、倒木によりましてフェンス2枚に破損の損害を与えてしまい

ました。原因は、台風の影響によるものと思われませんが、破損した2枚のフェンスを原状復帰するため、損害賠償額12万円を支払うことから、去る10月29日に専決処分をいたしました。

このフェンスにおきましては、現在修理中でございます。

説明は以上でございます。

○議長（野島武夫） 以上で報告は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○4番（大友かく子） 台風25号、大変大型のものだったので、こういったことが起こったのかなとも思うんですけども、今後も同じぐらいのものが来ないとも限らないので、境界に立っている樹木の安全性といえますか、そういったものは確認されているのでしょうか。それだけ教えてください。

○施設管理課長（中村清） ごらんのように、山林がかなり多うございます。その中でも古木、枯れ木がかなりあるということは確認しておりますけども、毎年予算をいただいて、道路っぶちの10メートル内側までできれば切りたいと考えております。

基本的に台風とか大雨が終わった後なんかは、何か被害があるのではないかとということで、うちの職員が園内をくまなく探しまして、点検しているところでございます。

今回このようになってしまいますけど、これは奥まっていたところなものですから、探しあぐねたということでございます。

○議長（野島武夫） 以上をもって報告第2号、専決処分の報告についての質疑を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成25年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 野 島 武 夫

議 員 近 藤 誠 二

議 員 坂 井 かずひこ